

社会資本整備審議会答申「長期にわたり使用可能な質の高い住宅を整備・普及させていくための方策について」と「長期優良住宅の普及の促進に関する法律案」の関係

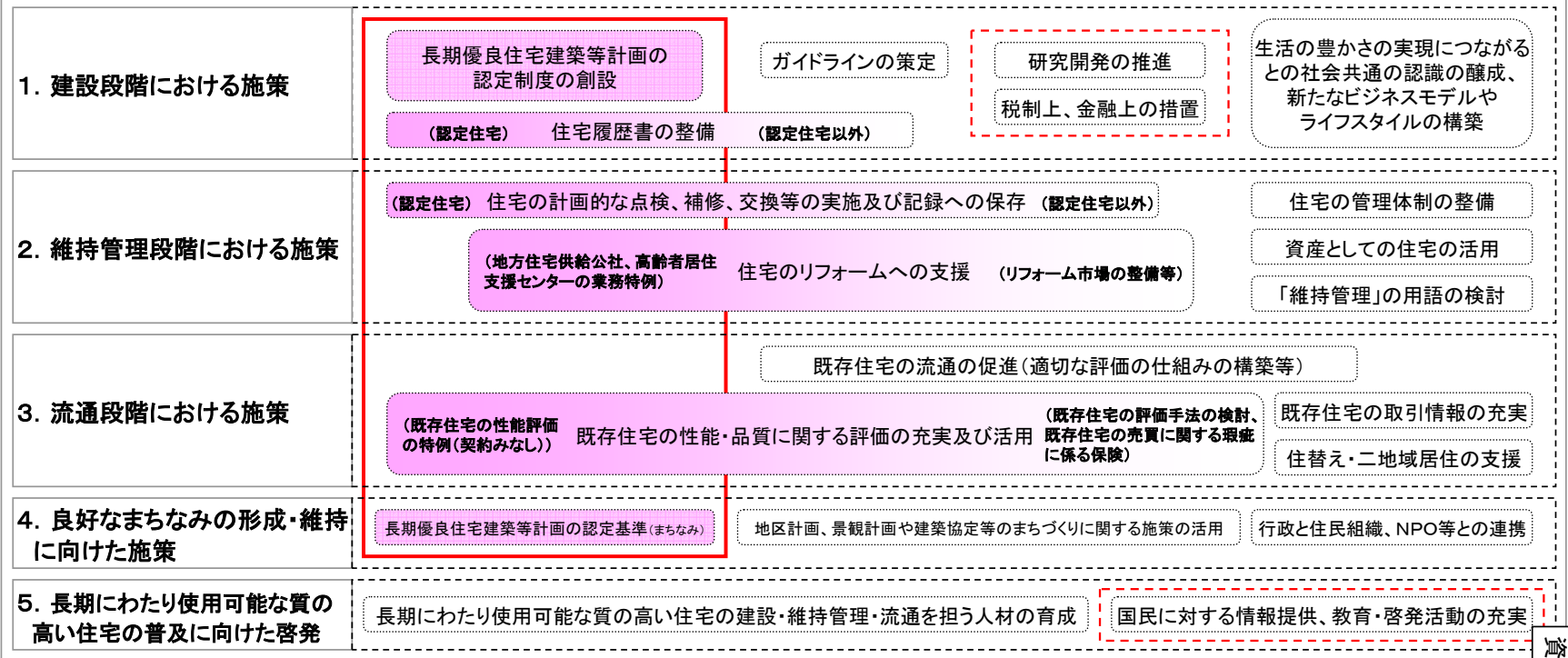
I 住宅政策について

1. 住宅政策の経緯
⇒「量」の確保から「質」の向上へ
2. 住生活基本法・住生活基本計画
⇒ストック重視・市場重視の施策展開

II 長期にわたり使用可能な質の高い住宅の整備・普及をめぐる状況と対応の方向性

1. 長期にわたり使用可能な質の高い住宅の整備・普及をめぐる状況 滅失住宅の平均築後経過年数約30年、既存住宅流通シェア13.1%
2. 長期にわたり使用可能な質の高い住宅の整備・普及のメリット (1)環境負荷の低減 (2)国民負担の軽減 (3)国民資産の向上
3. 長期にわたり使用可能な質の高い住宅を整備・普及させていくための基本的な考え方
(1)長期にわたり使用可能な質の高い住宅の建設の促進 (2)住宅の維持管理の促進 (3)既存住宅の流通の促進

III 長期にわたり使用可能な質の高い住宅を整備・普及させていくために講ずべき方策



長期優良住宅普及促進法における措置
長期優良住宅普及促進法における努力義務

その他全体 長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針において措置